

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書  
(新旧対照)

(参考)

改正後

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

この議定書の締約国は、  
オゾン層の保護のためのウィーン条約の締約国として、  
同条約に基づく、オゾン層を変化させ又は変化させるおそれのある人の活動の結果として生じ又は生ずるおそれのある悪影響から人の健康及び環境を保護するために適当な措置をとる義務があることに留意し、

ある種の物質の世界的規模における放出が、人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれのある態様でオゾン層の著しい破壊その他の変化を生じさせる可能性のあることを認識し、  
この物質の放出が気候に及ぼす潜在的な影響を意識し、  
オゾン層を保護するための措置が、技術的及び経済的考慮を払ったものであり、かつ、関連のある科学的知識に基づいたものであるべきことを認識し、

技術的及び経済的考慮を払い、かつ、開発途上国の開発の必要に留意しつつ、科学的知識の発展の成果に基づきオゾン層を

改正前

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

この議定書の締約国は、  
オゾン層の保護のためのウィーン条約の締約国として、  
同条約に基づく、オゾン層を変化させ又は変化させるおそれのある人の活動の結果として生じ又は生ずるおそれのある悪影響から人の健康及び環境を保護するために適当な措置をとる義務があることに留意し、

ある種の物質の世界的規模における放出が、人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれのある態様でオゾン層の著しい破壊その他の変化を生じさせる可能性のあることを認識し、  
この物質の放出が気候に及ぼす潜在的な影響を意識し、  
オゾン層を保護するための措置が、技術的及び経済的考慮を払ったものであり、かつ、関連のある科学的知識に基づいたものであるべきことを認識し、

技術的及び経済的考慮を払い、かつ、開発途上国の開発の必要に留意しつつ、科学的知識の発展の成果に基づきオゾン層を

破壊する物質の放出を無くすことを最終の目標として、この物質の世界における総放出量を衡平に規制する予防措置をとることによりオゾン層を保護することを決意し、

開発途上国の必要を満たすため、追加的な財源及び関連のある技術の利用に関する措置を含む特別な措置が必要であることを確認し、また、必要な資金の規模が予測できること並びにこの資金が科学的に確認されたオゾン層の破壊及びその有害な影響の問題に取り組むための世界の能力を実質的に高めることが期待できることに留意し、

国内的及び地域的に既にとられているある種のクロロフルオロカーボンの放出を規制する予防措置に留意し、

開発途上国の必要に特に留意しつつ、オゾン層を破壊する物質の放出の規制及び削減に関連のある代替技術の研究、開発及び移転における国際協力を推進することが重要であることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この議定書の適用上、

1 から3まで (略)

4 「規制物質」とは、附属書A、附属書B、附属書C、附属

破壊する物質の放出を無くすことを最終の目標として、この物質の世界における総放出量を衡平に規制する予防措置をとることによりオゾン層を保護することを決意し、

開発途上国の必要を満たすため、追加的な財源及び関連のある技術の利用に関する措置を含む特別な措置が必要であることを確認し、また、必要な資金の規模が予測できること並びにこの資金が科学的に確認されたオゾン層の破壊及びその有害な影響の問題に取り組むための世界の能力を実質的に高めることが期待できることに留意し、

国内的及び地域的に既にとられているある種のクロロフルオロカーボンの放出を規制する予防措置に留意し、

開発途上国の必要に特に留意しつつ、オゾン層を破壊する物質の放出の規制及び削減に関連のある代替技術の研究、開発及び移転における国際協力を推進することが重要であることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この議定書の適用上、

1 から3まで (略)

4 「規制物質」とは、附属書A、附属書B、附属書C又は附

書E又は附属書Fに掲げる物質（他の物質と混合してあるかないかを問わない。）をいい、関係附属書に別段の定めがない限り、当該物質の異性体を含む。ただし、製品（輸送又は貯蔵に使用する容器を除く。）の中にあるものを除く。

5から8まで (略)

第二条 規制措置

1から4まで (略)

5 締約国は、一又は二以上の規制期間において、第二条のAから第二条のFまで、第二条のH及び第二条のJに定める生産量の算定値の一部又は全部を他の締約国に移転することができる。ただし、規制物質のグループごとの関係締約国の生産量の算定値の合計がグループごとにこれらの条に定める生産量の算定値の限度を超えないことを条件とする。関係締約国は、この生産量の移転を、その移転の条件及び対象となる期間を示して、事務局に通報する。

5の二 (略)

属書Eに掲げる物質（他の物質と混合してあるかないかを問わない。）をいい、関係附属書に別段の定めがない限り、当該物質の異性体を含む。ただし、製品（輸送又は貯蔵に使用する容器を除く。）の中にあるものを除く。

5から8まで (略)

第二条 規制措置

1から4まで (略)

5 締約国は、一又は二以上の規制期間において、第二条のAから第二条のFまで及び第二条のHに定める生産量の算定値の一部又は全部を他の締約国に移転することができる。ただし、規制物質のグループごとの関係締約国の生産量の算定値の合計がグループごとにこれらの条に定める生産量の算定値の限度を超えないことを条件とする。関係締約国は、この生産量の移転を、その移転の条件及び対象となる期間を示して、事務局に通報する。

5の二 議定書第五条1の規定の適用を受けない締約国は、一又は二以上の規制期間において、第二条のFに定める消費量の算定値の一部又は全部を議定書第五条1の規定の適用を受けない他の締約国に移転することができる。ただし、当該消費量の算定値の一部又は全部の移転を受ける締約国の附属書

## 6及び7

(略)

8 (a) 条約第一条6に定義する地域的な経済統合のための機関の構成国である締約国は、この条から第二条のJまでに定める消費量に関する義務を共同して履行することを合意することができる。ただし、当該締約国の消費量の算定値の合計がこれらの条に定める限度を超えないことを条件とする。その合意には、第二条のJに定める消費量又は生産量に関する義務を含めることができる。ただし、関係締約国の消費量又は生産量の算定値の合計が同条に定める限度を超えないことを条件とする。

(b) (略)

(c) (略)

## 6及び7

(略)

AのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十九年において一人当たり〇・二五キログラムを超えていないこと及び関係締約国の消費量の算定値の合計が第二条のFに定める消費量の算定値の限度を超えないことを条件とする。関係締約国は、この消費量の算定値の移転を、その移転の条件及び対象となる期間を示して、事務局に通報する。

8 (a) 条約第一条6に定義する地域的な経済統合のための機関の構成国である締約国は、この条から第二条のIまでに定める消費量に関する義務を共同して履行することを合意することができる。ただし、当該締約国の消費量の算定値の合計がこれらの条に定める限度を超えないことを条件とする。

(b) (a)の合意を行った締約国は、当該合意に係る消費量の削減の日前に当該合意の内容を事務局に通報する。

(c) (a)の合意は、地域的な経済統合のための機関のすべての構成国及び当該機関がこの議定書の締約国となり、かつ、

9 (a) 締約国は、第六条の評価に基づいて、次の事項を決定することができる。

(i) (略)

(ii) 附属書AのグループI、附属書C及び附属書Fに掲げる地球温暖化係数を調整すること並びに調整する場合にはその内容

(iii) (略)

(b) (a)(i)から(iii)までの調整に関する提案は、その採択が提案される締約国の会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。

(c) (略)

当該締約国の実施の方法を事務局に通報した場合にのみ、実施可能となる。

9 (a) 締約国は、第六条の評価に基づいて、次の事項を決定することができる。

(i) 附属書A、附属書B、附属書C又は附属書Eに掲げるオゾン破壊係数を調整すること及び調整する場合にはその内容

(ii) 規制物質の生産量又は消費量を更に調整し又は削減すること並びに調整し又は削減する場合にはその範囲、量及び時期

(b) (a)(i)及び(ii)の調整に関する提案は、その採択が提案される締約国の会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。

(c) 締約国は、(a)の決定を行うに当たり、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、当該決定は、最後の解決手段として、出席しかつ

(d) (略)

10 (略)

11 締約国は、この条から第二条のJまでの規定にかかわらず、これらの条に定める措置よりも厳しい措置をとることができる。

第二条のAから第二条のEまで (略)

第二条のF ハイドロクロロフルオロカーボン

1 (略)

投票する締約国の三分の二以上の多数であつて出席しかつ投票する第五条1の規定の適用を受ける締約国の過半数及び出席しかつ投票する同条1の規定の適用を受けない締約国の過半数を代表するものによる議決で採択する。

(d) この9の決定は、すべての締約国を拘束するものとし、寄託者は、これを直ちに締約国に通告する。当該決定は、当該決定に別段の定めがある場合を除くほか、寄託者による通告の送付の日から六箇月を経過した時に効力を生ずる。

10 (略)

11 締約国は、この条から第二条のIまでの規定にかかわらず、これらの条に定める措置よりも厳しい措置をとることができる。

第二条のAから第二条のEまで (略)

第二条のF ハイドロクロロフルオロカーボン

1 締約国は、千九百九十六年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が次の(a)と(b)との和を超えないことを確保する。

(a) 附属書AのグループIに属する規制物質の千九百八十九

(略)

年における消費量の算定値の二・八パーセント

(b) 附属書CのグループIに属する規制物質の千九百八十九年における消費量の算定値

2 附属書CのグループIに属する規制物質の一又は二以上を生産する締約国は、二千四年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの当該物質の生産量の算定値が次の(a)と(b)との平均値を超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条1の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため、附属書CのグループIに属する規制物質のこの2の規定で定義された生産量の算定値の十五パーセントを限度として当該算定値を超えることができる。

(a) 附属書CのグループIに属する規制物質の千九百八十九年における消費量の算定値と附属書AのグループIに属する規制物質の千九百八十九年における消費量の算定値の二・八パーセントとの和

(b) 附属書CのグループIに属する規制物質の千九百八十九年における生産量の算定値と附属書AのグループIに属する規制物質の千九百八十九年における生産量の算定値の二・八パーセントとの和



3から7まで (略)

第二条のGから第二条のIまで (略)

第二条のJ ハイドロフルオロカーボン

1 締約国は、二千十九年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Fに掲げる規制物質の消費量の算定値(二酸化炭素換算で表示されたもの)が、附属書Fに掲げる規制物質の二十一年から二十三年までの各年の消費量の算定値の平均値に附属書CのグループIに属する規制物質の第二条のF1に定める消費量の算定値の十パーセントを加えた値(二酸化炭素換算で表示されたもの)に対して、次の年ごとに定める比率を超えないことを確保する。

(a) 二十九年から二十三年までは、九十パーセント

(b) 二十四年から二十八年までは、六十パーセント

(c) 二十九年から二十三年までは、三十パーセント

(d) 二十四年及び二十五年は、二十パーセント

(e) 二十六年以降は、十五パーセント

2 1の規定にかかわらず、締約国は、二十二年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Fに掲げる規制物質の消費量の算定値(二酸化炭素換算

3から7まで (略)

第二条のGから第二条のIまで

(略)

で表示されたもの)が、附属書Fに掲げる規制物質の二千十一年から二十十三年までの各年の消費量の算定値の平均値に附属書CのグループIに属する規制物質の第二条のF1に定める消費量の算定値の二十五パーセントを加えた値(二酸化炭素換算で表示されたもの)に対して、次の年ごとに定める比率を超えないことを、特定の締約国が確保することを決定することができる。

- (a) 二千二十年から二千二十四年までは、九十五パーセント
- (b) 二千二十五年から二千二十八年までは、六十五パーセント

- (c) 二千二十九年から二千三十三年までは、三十パーセント
- (d) 二千三十四年及び二千三十五年は、二十パーセント
- (e) 二千三十六年以降は、十五パーセント

3 附属書Fに掲げる規制物質を生産する締約国は、二千十九年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Fに掲げる規制物質の生産量の算定値(二酸化炭素換算で表示されたもの)が、附属書Fに掲げる規制物質の二十十一年から二十十三年までの各年の生産量の算定値の平均値に附属書CのグループIに属する規制物質の第二条のF2に定める生産量の算定値の十五パーセントを加えた

値（二酸化炭素換算で表示されたもの）に対して、次の年ごとに定める比率を超えないことを確保する。

- (a) 二千十九年から二千二十三年までは、九十パーセント
- (b) 二千二十四年から二千二十八年までは、六十パーセント
- (c) 二千二十九年から二千三十三年までは、三十パーセント
- (d) 二千三十四年及び二千三十五年は、二十パーセント
- (e) 二千三十六年以降は、十五パーセント

4 3の規定にかかわらず、締約国は、二千二十年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Fに掲げる規制物質の生産量の算定値（二酸化炭素換算で表示されたもの）が、附属書Fに掲げる規制物質の二千十一年から二千十三年までの各年の生産量の算定値の平均値に附属書CのグループIに属する規制物質の第二条のF2に定める生産量の算定値の二十五パーセントを加えた値（二酸化炭素換算で表示されたもの）に対して、次の年ごとに定める比率を超えないことを、附属書Fに掲げる規制物質を生産する締約国が確保することを決定することができる。

- (a) 二千二十年から二千二十四年までは、九十五パーセント
- (b) 二千二十五年から二千二十八年までは、六十五パーセント

- (c) 二千二十九年から二千三十三年までは、三十パーセント  
(d) 二千三十四年及び二千三十五年は、二十パーセント  
(e) 二千三十六年以降は、十五パーセント

5 1から4までの規定は、適用が除外されるものとして合意された用途を満たすために必要であると締約国が認めた生産量及び消費量については、適用しない。

6 附属書CのグループIに属する規制物質又は附属書Fに掲げる規制物質を製造する締約国は、二千二十年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質又は附属書Fに掲げる規制物質を製造する各生産施設において発生し及び放出された附属書FのグループIIに属する規制物質が、実行可能な範囲において、締約国により承認された技術を用いてその放出と同一の十二箇月の期間内に破壊されることを確保する。

7 締約国は、附属書CのグループIに属する規制物質又は附属書Fに掲げる規制物質を生産する施設において発生した附属書FのグループIIに属する規制物質の破壊が、締約国により承認された技術によつてのみ行われることを確保する。

第三条 規制値の算定

1 締約国は、第二条から第二条のJまで及び第五条の規定の

第三条 規制値の算定

締約国は、第二条から第二条のIまで及び第五条の規定の適

適用上、附属書A、附属書B、附属書C、附属書E又は附属書Fのグループごとに自国についての算定値を次の方法により決定する。

- (a) 生産量の算定値については、
  - (i) 2に別段の定めがある場合を除くほか、各規制物質の年間生産量に附属書A、附属書B、附属書C又は附属書Eに定める当該物質のオゾン破壊係数を乗じ、
  - (ii) (略)
- (b) (略)
- (c) (略)
- (d) 附属書CのグループIに属する規制物質又は附属書Fに掲げる規制物質を発生させる各施設において発生した附属書FのグループIIに属する規制物質の放出量の算定値については、特に、装置からの漏出、工程における排気及び破

用上、附属書A、附属書B、附属書C又は附属書Eのグループごとに自国についての算定値を次の方法により決定する。

- (a) 生産量の算定値については、
  - (i) 各規制物質の年間生産量に附属書A、附属書B、附属書C又は附属書Eに定める当該物質のオゾン破壊係数を乗じ、
  - (ii) (i)の規定により得られた数値を合計する。
- (b) 輸入量及び輸出货量の算定値については、それぞれ、(a)の規定を準用して計算する。
- (c) 消費量の算定値については、(a)の規定により決定される生産量の算定値に(b)の規定により決定される輸入量の算定値を加え、(b)の規定により決定される輸出货量の算定値を減ずる。ただし、非締約国への規制物質の輸出货量は、千九百九十三年一月一日以降は、当該輸出を行う締約国の消費量の算定に当たり減ずることができない。

壊装置の利用による放出量を含み、使用、破壊又は貯蔵のために回収された量を除く。

- 2 第二条5、第二条のJ及び1(d)の規定の適用上、附属書CのグループIに属する規制物質及び附属書Fに掲げる規制物質の二酸化炭素換算で表示された生産量、消費量、輸入量、輸出货量及び放出量を算定する場合には、締約国は、附属書AのグループI、附属書C及び附属書Fに掲げる規制物質の地球温暖化係数を用いる。

#### 第四条 非締約国との貿易の規制

- 1から1の六まで (略)
- 1の七 締約国は、この議定書の締約国でない国から附属書Fに掲げる規制物質を輸入することをこの1の七の規定の効力発生時から禁止するものとする。

- 2から2の六まで (略)

- 2の七 締約国は、この議定書の締約国でない国に対し附属書Fに掲げる規制物質を輸出することをこの2の七の規定の効力発生時から禁止するものとする。

- 3から4の三まで (略)

- 5 締約国は、附属書A、附属書B、附属書C、附属書E及び附属書Fに掲げる規制物質を生産し及び利用するための技術

- 1から1の六まで (略)
- #### 第四条 非締約国との貿易の規制

- 2から2の六まで (略)

- 3から4の三まで (略)

- 5 締約国は、附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質を生産し及び利用するための技術をこの議定

をこの議定書の締約国でない国に対し輸出することをできる限り抑制することを約束する。

6 締約国は、附属書A、附属書B、附属書C、附属書E及び附属書Fに掲げる規制物質の生産に役立つ製品、装置、工場又は技術をこの議定書の締約国でない国に輸出するための新たな補助金、援助、信用、保証又は保険の供与を行わないようにする。

7 5及び6の規定は、附属書A、附属書B、附属書C、附属書E及び附属書Fに掲げる規制物質の封じ込め、回収、再利用若しくは破壊の方法を改善し、代替物質の開発を促進し又は他の方法により附属書A、附属書B、附属書C、附属書E及び附属書Fに掲げる規制物質の放出の削減に寄与する製品、装置、工場及び技術については、適用しない。

8 この条の規定にかかわらず、この議定書の締約国でない国からの輸入及びこれらの国への輸出であつて、1から4の三までに規定するものについては、当該国が第二条から第三条のJまで及びこの条の規定を完全に遵守していると締約国の会合において認められ、かつ、これらの条の規定を完全に遵守していることを示す資料を第七条の規定に基づいて提出している場合には、許可することができる。

書の締約国でない国に対し輸出することをできる限り抑制することを約束する。

6 締約国は、附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質の生産に役立つ製品、装置、工場又は技術をこの議定書の締約国でない国に輸出するための新たな補助金、援助、信用、保証又は保険の供与を行わないようにする。

7 5及び6の規定は、附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質の封じ込め、回収、再利用若しくは破壊の方法を改善し、代替物質の開発を促進し又は他の方法により附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質の放出の削減に寄与する製品、装置、工場及び技術については、適用しない。

8 この条の規定にかかわらず、この議定書の締約国でない国からの輸入及びこれらの国への輸出であつて、1から4の三までに規定するものについては、当該国が第二条から第三条のIまで及びこの条の規定を完全に遵守していると締約国の会合において認められ、かつ、これらの条の規定を完全に遵守していることを示す資料を第七条の規定に基づいて提出している場合には、許可することができる。

9及び10 (略)

第四条のA (略)

第四条のB ライセンスの制度

1及び2 (略)

2の二 締約国は、二千十九年一月一日又は自国についてこの

2の二の規定の効力が生ずる日から三箇月以内の日のいづれか遅い日までに、附属書Fに掲げる規制物質であつて、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸入及び輸出に関するライセンスの制度を設け及び実施する。第五条1の規定の適用を受ける締約国であつて、自国が同月一日までに当該制度を設け及び実施する状況にないことを認めるものは、二千二十一年一月一日まで措置の実施を遅らせることができる。

3及び4 (略)

第五条 開発途上国の特別な事情

1 (略)

9及び10 (略)

第四条のA (略)

第四条のB ライセンスの制度

1及び2 (略)

3及び4 (略)

第五条 開発途上国の特別な事情

1 開発途上国である締約国で、当該締約国の附属書Aに掲げる規制物質の消費量の算定値が当該締約国についてこの議定書が効力を生ずる日において又はその後千九百九十九年一月一日までのいずれかの時点において一人当たり〇・三キログラム未満であるものは、基礎的な国内需要を満たすため、第



二条のAから第二条のEまでに定める規制措置の実施時期を十年遅らせることができる。ただし、千九百九十年六月二十九日にロンドンにおける締約国の第二回会合において採択された調整又は改正に対するその後の調整又は改正は、8に規定する検討が行われた後に、かつ、当該検討の結論に従って、この1の規定の適用を受ける締約国に適用する。

1の二 締約国は、千九百九十六年一月一日までに、8に規定する検討、第六条の規定に従って行われる評価及び他の関連情報を考慮し、第二条9に定める手続に従って、1の規定の適用を受ける締約国に適用する次の事項を決定する。

- (a) 第二条のF1から6までの規定に関しては、附属書CのグループIに属する規制物質の消費量について、基準となる年、基準となる算定値、規制の計画及び算定値が零を超えないことを確保する期間の開始日
- (b) 第二条のGの規定に関しては、附属書CのグループIIに属する規制物質の生産量及び消費量の算定値が零を超えないことを確保する期間の開始日
- (c) 第二条のHの規定に関しては、附属書Eに掲げる規制物質の消費量及び生産量について、基準となる年、基準となる算定値及び規制の計画

2及び3 (略)

4 1の規定の適用を受ける締約国は、第二条のAから第二条のJまでに定める規制措置が自国について適用されるまでの間のいずれかの時点において規制物質の供給を十分に得ることができないと認める場合には、その旨を事務局に通報することができる。事務局は、その通報の写しを直ちに締約国に送付するものとし、締約国は、その後の最初の会合においてこれについて検討し、とるべき適当な措置を決定する。

5 1の規定の適用を受ける締約国が第二条のAから第二条のEまで、第二条のI及び第二条のJに定める規制措置並びに1の二の規定に従って決定される第二条のFから第二条のHまでの規定に係る規制措置に従う義務を履行する能力を増大させ、当該規制措置を実施していくことは、第十条に定める資金協力及び第十条のAに定める技術移転の効果的な実施に依存する。

6 1の規定の適用を受ける締約国は、すべての実行可能な措置をとつたにもかかわらず、第十条及び第十条のAの規定の不十分な実施のため第二条のAから第二条のEまで、第二条のI及び第二条のJに定める義務又は1の二の規定に従って決定される第二条のFから第二条のHまでの規定に係る義務

2及び3 (略)

4 1の規定の適用を受ける締約国は、第二条のAから第二条のIまでに定める規制措置が自国について適用されるまでの間のいずれかの時点において規制物質の供給を十分に得ることができないと認める場合には、その旨を事務局に通報することができる。事務局は、その通報の写しを直ちに締約国に送付するものとし、締約国は、その後の最初の会合においてこれについて検討し、とるべき適当な措置を決定する。

5 1の規定の適用を受ける締約国が第二条のAから第二条のEまで及び第二条のIに定める規制措置並びに1の二の規定に従って決定される第二条のFから第二条のHまでの規定に係る規制措置に従う義務を履行する能力を増大させ、当該規制措置を実施していくことは、第十条に定める資金協力及び第十条のAに定める技術移転の効果的な実施に依存する。

6 1の規定の適用を受ける締約国は、すべての実行可能な措置をとつたにもかかわらず、第十条及び第十条のAの規定の不十分な実施のため第二条のAから第二条のEまで及び第二条のIに定める義務又は1の二の規定に従って決定される第二条のFから第二条のHまでの規定に係る義務の一部又は全

の一部又は全部を履行することができない場合には、その旨をいずれの時点においても書面により事務局に通報することができる。事務局は、その通報の写しを直ちに締約国に送付するものとし、締約国は、その後の最初の会合において、5の規定に十分留意しつつこれについて検討し、とるべき適当な措置を決定する。

7から8の二まで

(略)

8の三 (略)

部を履行することができない場合には、その旨をいずれの時点においても書面により事務局に通報することができる。事務局は、その通報の写しを直ちに締約国に送付するものとし、締約国は、その後の最初の会合において、5の規定に十分留意しつつこれについて検討し、とるべき適当な措置を決定する。

7から8の二まで

(略)

8の三 1の二の規定に従って、次のとおり決定する。

(a) 1の規定の適用を受ける締約国は、二千十三年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が二千九年及び二十年における当該物質の消費量の算定値の平均を超えないことを確保する。1の規定の適用を受ける締約国は、二千十三年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の生産量の算定値が二千九年及び二十年における当該物質の生産量の算定値の平均を超えないことを確保する。

(b) 1の規定の適用を受ける締約国は、二千十五年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごと

の附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が二千九百九十九年及び二千九百九十九年における当該物質の消費量の算定値の平均の九十パーセントを超えないことを確保する。

当該物質の一又は二以上を生産する1の規定の適用を受ける締約国は、これらの期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の生産量の算定値が二千九百九十九年及び二千九百九十九年における当該物質の生産量の算定値の平均の九十パーセントを超えないことを確保する。

(c) 1の規定の適用を受ける締約国は、二千九百九十九年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が二千九百九十九年及び二千九百九十九年における当該物質の消費量の算定値の平均の六十五パーセントを超えないことを確保する。当該物質の一又は二以上を生産する1の規定の適用を受ける締約国は、これらの期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の生産量の算定値が二千九百九十九年及び二千九百九十九年における当該物質の生産量の算定値の平均の六十五パーセントを超えないことを確保する。

(d) 1の規定の適用を受ける締約国は、二千九百九十九年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ご

との附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が二千九年及び二千十年における当該物質の消費量の算定値の平均の三十二・五パーセントを超えないことを確保する。当該物質の一又は二以上を生産する1の規定の適用を受ける締約国は、これらの期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の生産量の算定値が二千九年及び二千十年における当該物質の生産量の算定値の平均の三十二・五パーセントを超えないことを確保する。

(e) 1の規定の適用を受ける締約国は、二千三十年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が零を超えないことを確保する。当該物質の一又は二以上を生産する1の規定の適用を受ける締約国は、これらの期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の生産量の算定値が零を超えないことを確保する。ただし、

(i) 1の規定の適用を受ける締約国は、二千四十年一月一日前に終了する十二箇月の期間ごとにおいて、二千三十年一月一日から二千四十年一月一日までの十年の期間の消費量の算定値の和を十で除いたものが二千九年及び二千十年における当該物質の消費量の算定値の平均の二・

五パーセントを超えない限り、この消費量が二千三十年一月一日時点で存在する冷却用機器及びエアコンディショナー機器への提供に限定されることを条件に、零を超えることができる。

- (ii) 1の規定の適用を受ける締約国は、二千四十年一月一日前に終了する十二箇月の期間ごとにおいて、二千三十年一月一日から二千四十年一月一日までの十年の期間の生産量の算定値の和を十で除いたものが二千九年及び二千十年における当該物質の生産量の算定値の平均の二・五パーセントを超えない限り、この生産量が二千三十年一月一日時点で存在する冷却用機器及びエアコンディショナー機器への提供に限定されることを条件に、零を超えることができる。
- (f) 1の規定の適用を受ける締約国は、第二条のGの規定を遵守する。

- (g) 附属書Eに掲げる規制物質については、

(i) 二千二年一月一日以降、1の規定の適用を受ける締約国は、第二条のH1に規定する規制措置を遵守するものとし、当該規制措置を遵守するための基準として、千九百九十五年から千九百九十八年までの各年の消費量及び

生産量の算定値の平均値を使用する。

(ii) 1の規定の適用を受ける締約国は、二千五年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Eに掲げる規則物質の消費量及び生産量の算定値が、千九百九十五年から千九百九十八年までの各年の消費量及び生産量の算定値の平均値の八十パーセントを超えないことを確保する。

(iii) 1の規定の適用を受ける締約国は、二千十五年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Eに掲げる規則物質の消費量及び生産量の算定値が、零を超えないことを確保する。この(iii)の規定は、不可欠なものとして合意された用途を満たすために必要であると締約国が認めた生産量及び消費量については、適用しない。

(iv) (i)に規定する消費量及び生産量の算定値には、締約国が検疫、及び出荷前の処理のために使用する量を含めない。

8の四(a) 1の規定の適用を受ける締約国は、第二条のJの規定に基づき調整に從うことを条件として、第二条のJ1(a)から(e)まで及び3(a)の措置について行われる第二条9の規定に基づく調整に從うことを条件として、第二条のJ1(a)から(e)まで及び3(a)

から(e)までに定める規制措置の実施時期を遅らせ並びに当該規制措置を次のように修正することができる。

(i) 二千二十四年から二千二十八年までは、百パーセント

(ii) 二千二十九年から二千三十四年までは、九十パーセント

ト|

(iii) 二千三十五年から二千三十九年までは、七十パーセント

ト|

(iv) 二千四十年から二千四十四年までは、五十パーセント

(v) 二千四十五年以降は、二十パーセント

(b) (a)の規定にかかわらず、締約国は、1の規定の適用を受ける締約国が、第二条のJの規制措置について行われる第

二条9の規定に基づく調整に従うことを条件として、第二

条のJ1(a)から(e)まで及び3(a)から(e)までに定める規制措

置の実施時期を遅らせ並びに当該規制措置を次のように修

正することができることを決定することができる。

(i) 二千二十八年から二千三十一年までは、百パーセント

(ii) 二千三十二年から二千三十六年までは、九十パーセン

ト|

(iii) 二千三十七年から二千四十一年までは、八十パーセン

ト|



- (iv) 二千四十二年から二千四十六年までは、七十パーセント
- (v) 二千四十七年以降は、十五パーセント
- (c) 1の規定の適用を受ける締約国は、第二条のJの規定に基づく消費量の基準値を算定するため、附属書Fに掲げる規制物質の二千二十年から二千二十二年までの消費量の算定値の平均値に附属書CのグループIに属する規制物質の8の三に定める消費量の基準値の六十五パーセントを加えた値を使用することができる。
- (d) (c)の規定にかかわらず、締約国は、1の規定の適用を受ける締約国が、第二条のJの規定に基づく消費量の基準値を算定するため、附属書Fに掲げる規制物質の二千二十四年から二千二十六年までの消費量の算定値の平均値に附属書CのグループIに属する規制物質の8の三に定める消費量の基準値の六十五パーセントを加えた値を使用することができる。
- (e) 1の規定の適用を受ける締約国であつて附属書Fに掲げる規制物質を生産するものは、第二条のJの規定に基づく生産量の基準値を算定するため、附属書Fに掲げる規制物質の二千二十年から二千二十二年までの生産量の算定値の

平均値に附属書CのグループIに属する規制物質の8の三に定める生産量の基準値の六十五パーセントを加えた値を使用することができる。

(f) (e)の規定にかかわらず、締約国は、1の規定の適用を受ける締約国であつて附属書Fに掲げる規制物質を生産するものが、第二条のJの規定に基づく生産量の基準値を算定するため、附属書Fに掲げる規制物質の二千二十四年から二千二十六年までの生産量の算定値の平均値に附属書CのグループIに属する規制物質の8の三に定める生産量の基準値の六十五パーセントを加えた値を使用することができる。

(g) (a)から(f)までの規定は、締約国が決定する基準に従つて高温地域除外が適用される生産量及び消費量の算定値については、適用しない。

9

(略)

第六条 規制措置の評価及び再検討

締約国は、千九百九十年に及び同年以降少なくとも四年ごとに、科学、環境、技術及び経済の分野の入手し得る情報に基づいて、第二条から第二条のJまでに定める規制措置を評価する。締約国は、その評価の少なくとも一年前に、当該分野にお

9

(略)

第六条 規制措置の評価及び再検討

締約国は、千九百九十年に及び同年以降少なくとも四年ごとに、科学、環境、技術及び経済の分野の入手し得る情報に基づいて、第二条から第二条のIまでに定める規制措置を評価する。締約国は、その評価の少なくとも一年前に、当該分野にお

いて認められた専門家から成る適当な委員会を招集し並びに委員会の構成及び付託事項を決定する。委員会は、その招集の日から一年以内に、その結論を事務局を通じて締約国に報告する。

第七条 資料の提出

1 (略)

2 締約国は、次に掲げる年における附属書Bに掲げる規制物質、附属書CのグループI及びグループIIに属する規制物質並びに附属書E及び附属書Fに掲げる規制物質ごとの自国の生産量、輸入量及び輸出货量に関する統計資料又は、当該統計資料が得られない場合には、その最良の推定値を、附属書B、附属書C、附属書E及び附属書Fに掲げる規制物質に関する規定がそれぞれ自国について効力を生じた日の後三箇月以内に事務局に提出する。

附属書Bに掲げる規制物質並びに附属書CのグループI及びグループIIに属する規制物質については、千九百八十九年

附属書Eに掲げる規制物質については、千九百九十一年  
附属書Fに掲げる規制物質については、二十一年から  
二十十三年まで。ただし、第五条1の規定の適用を受ける

いて認められた専門家から成る適当な委員会を招集し並びに委員会の構成及び付託事項を決定する。委員会は、その招集の日から一年以内に、その結論を事務局を通じて締約国に報告する。

第七条 資料の提出

1 (略)

2 締約国は、次に掲げる年における附属書Bに掲げる規制物質、附属書CのグループI及びグループIIに属する規制物質並びに附属書Eに掲げる規制物質ごとの自国の生産量、輸入量及び輸出货量に関する統計資料又は、当該統計資料が得られない場合には、その最良の推定値を、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質に関する規定がそれぞれ自国について効力を生じた日の後三箇月以内に事務局に提出する。

附属書Bに掲げる規制物質並びに附属書CのグループI及びグループIIに属する規制物質については、千九百八十九年

附属書Eに掲げる規制物質については、千九百九十一年

締約国については、二十二十年から二十二十二年までの当該統計資料を提出する。同条1の規定の適用を受ける締約国のうち同条8の四(d)及び(f)の規定が適用される締約国については、二十二十四年から二十二十六年までの当該統計資料を提出する。

3 締約国は、附属書A、附属書B、附属書C、附属書E及び附属書Fに掲げる規制物質に関する規定がそれぞれ自国について効力を生じた年及びその後の各年につき、附属書A、附属書B、附属書C、附属書E及び附属書Fに掲げる規制物質ごとの自国の年間生産量（第一条5に定義されるもの）及び次の量に関する統計資料を事務局に提出する。

原料として使用された量

締約国により承認された技術によつて破壊された量

締約国及び非締約国それぞれとの間の輸入量及び輸出货量  
締約国は、検査、及び出荷前の処理のための附属書Eに掲げる規制物質の年間使用量に関する統計資料を事務局に提出する。統計資料は、当該統計資料に係る年の末から遅くとも九箇月以内に送付する。

3の二 (略)

3の三 締約国は、附属書FのグループIIに属する規制物質の

3 締約国は、附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質に関する規定がそれぞれ自国について効力を生じた年及びその後の各年につき、附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質ごとの自国の年間生産量（第一条5に定義されるもの）及び次の量に関する統計資料を事務局に提出する。

原料として使用された量

締約国により承認された技術によつて破壊された量

締約国及び非締約国それぞれとの間の輸入量及び輸出货量  
締約国は、検査、及び出荷前の処理のための附属書Eに掲げる規制物質の年間使用量に関する統計資料を事務局に提出する。統計資料は、当該統計資料に係る年の末から遅くとも九箇月以内に送付する。

3の二 (略)

第三条 1 (d)の規定に基づく施設ごとの自国の年間放出量に関する統計資料を事務局に提出する。

4 第二条 8 (a)の規定の適用を受ける締約国については、関係する地域的な経済統合のための機関が当該機関と当該機関の構成国でない国との間の輸入量及び輸出力並びに生産量に関する統計資料を提出する場合には、輸入量及び輸出力並びに生産量に関する統計資料についての 1 から 3 の二までに定める義務は、履行されたものとする。

第八条及び第九条 (略)

第十条 資金供与の制度

1 締約国は、第五条 1 の規定の適用を受ける締約国による第二条の A から第二条の E まで、第二条の I 及び第二条の J に定める規制措置並びに第五条 1 の二の規定に従って決定される第二条の F から第二条の H までの規定に係る規制措置の実施を可能とするために、当該締約国に対し資金協力及び技術協力（技術移転を含む。）を行うことを目的とする制度を設ける。当該制度に対する拠出は、当該締約国に対する他の資金の移転とは別に追加的に行われるものとし、当該制度は、当該締約国によるこの議定書に定める規制措置の実施を可能とするためにすべての合意された増加費用を賄うものとする。

4 第二条 8 (a)の規定の適用を受ける締約国については、関係する地域的な経済統合のための機関が当該機関と当該機関の構成国でない国との間の輸入量及び輸出力に関する統計資料を提出する場合には、輸入量及び輸出力に関する統計資料についての 1 から 3 の二までに定める義務は、履行されたものとする。

第八条及び第九条 (略)

第十条 資金供与の制度

1 締約国は、第五条 1 の規定の適用を受ける締約国による第二条の A から第二条の E まで及び第二条の I に定める規制措置並びに第五条 1 の二の規定に従って決定される第二条の F から第二条の H までの規定に係る規制措置の実施を可能とするために、当該締約国に対し資金協力及び技術協力（技術移転を含む。）を行うことを目的とする制度を設ける。当該制度に対する拠出は、当該締約国に対する他の資金の移転とは別に追加的に行われるものとし、当該制度は、当該締約国によるこの議定書に定める規制措置の実施を可能とするためにすべての合意された増加費用を賄うものとする。増加費用の

る。増加費用の種類を示す表は、締約国がその会合において決定する。第五条1の規定の適用を受ける締約国が、合意された増加費用の一部を賄うことにつながり得る他の資金供与の制度を利用することを選択する場合には、当該増加費用の一部については、この条の規定に基づく資金供与の制度によつては賄われない。

2から10まで (略)

第十条のAから第十六条まで (略)

第十七条 効力発生の後に参加する締約国

第五条の規定の適用を受ける場合を除くほか、この議定書の効力が生じた日の後にこの議定書の締約国となる国又は地域的な経済統合のための機関は、当該国又は機関が締約国となつた日においてこの議定書の効力発生の日から締約国であつた国又は地域的な経済統合のための機関が負っている第二条から第二条のJまで及び第四条の規定に基づくすべての義務と同一の義務を直ちに履行する。

第十八条から第二十条まで (略)

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

種類を示す表は、締約国がその会合において決定する。

2から10まで (略)

第十条のAから第十六条まで (略)

第十七条 効力発生の後に参加する締約国

第五条の規定の適用を受ける場合を除くほか、この議定書の効力が生じた日の後にこの議定書の締約国となる国又は地域的な経済統合のための機関は、当該国又は機関が締約国となつた日においてこの議定書の効力発生の日から締約国であつた国又は地域的な経済統合のための機関が負っている第二条から第二条のIまで及び第四条の規定に基づくすべての義務と同一の義務を直ちに履行する。

第十八条から第二十条まで (略)

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十七年九月十六日にモントリオールで作成した。

附属書 A 規制物質

グループ	物質	オゾン破壊係数(注)	百年地球温暖化係数
グループ I	CFCl <sub>3</sub> (CFC-11)	一・〇	四、七五〇
	CF <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub> (CFC-12)	一・〇	一〇、九〇〇
	C <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>3</sub> (CFC-113)	〇・八	六、一三〇
	C <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Cl <sub>2</sub> (CFC-114)	一・〇	一〇、〇〇〇
	C <sub>2</sub> F <sub>5</sub> Cl (CFC-115)	〇・六	七、二七〇
グループ II	(略)		

注 (略)

附属書 B (略)

千九百八十七年九月十六日にモントリオールで作成した。

附属書 A 規制物質

グループ	物質	オゾン破壊係数(注)
グループ I	CFCl <sub>3</sub> (CFC-11)	一・〇
	CF <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub> (CFC-12)	一・〇
	C <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>3</sub> (CFC-113)	〇・八
	C <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Cl <sub>2</sub> (CFC-114)	一・〇
	C <sub>2</sub> F <sub>5</sub> Cl (CFC-115)	〇・六
グループ II	(略)	

注 これらのオゾン破壊係数は、既存の知識に基づく概算値であり、定期的に再検討し及び修正するものとする。

附属書 B (略)

附属書C 規制物質

グループ	物質	異性の数	オゾン破壊係数(注1)	百年地球温暖化係数(注3)
グループI	CHFCl <sub>2</sub> (HCFC-21) (注2)	1	0.04	1.51
	CHF <sub>2</sub> Cl (HCFC-22) (注2)	1	0.055	1.81
	CH <sub>2</sub> FCl (HCFC-31)	1	0.011	0
	C <sub>2</sub> HFCl <sub>4</sub> (HCFC-121)	2	0.01	0
	C <sub>2</sub> HF <sub>2</sub> Cl <sub>3</sub> (HCFC-122)	3	0.04	0
	C <sub>2</sub> HF <sub>3</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-123)	3	0.011	0.08
	CHCl <sub>2</sub> CF <sub>3</sub> (HCFC-123) (注2)	1	0.011	0.06
	C <sub>2</sub> HF <sub>4</sub> Cl (HCFC-124)	2	0.011	0.04
	CHFClCF <sub>3</sub> (HCFC-124) (注2)	1	0.0111	0.07
	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> FCl <sub>3</sub> (HCFC-131)	3	0.007	0.05
C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-132)	4	0.008	0.05	
C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl (HCFC-133)	3	0.011	0.06	
C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> FCl <sub>2</sub> (HCFC-141)	3	0.005	0.07	

附属書C 規制物質

グループ	物質	異性の数	オゾン破壊係数(注1)
グループI	CHFCl <sub>2</sub> (HCFC-21) (注2)	1	0.04
	CHF <sub>2</sub> Cl (HCFC-22) (注2)	1	0.055
	CH <sub>2</sub> FCl (HCFC-31)	1	0.011
	C <sub>2</sub> HFCl <sub>4</sub> (HCFC-121)	2	0.01
	C <sub>2</sub> HF <sub>2</sub> Cl <sub>3</sub> (HCFC-122)	3	0.04
	C <sub>2</sub> HF <sub>3</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-123)	3	0.011
	CHCl <sub>2</sub> CF <sub>3</sub> (HCFC-123) (注2)	1	0.011
	C <sub>2</sub> HF <sub>4</sub> Cl (HCFC-124)	2	0.011
	CHFClCF <sub>3</sub> (HCFC-124) (注2)	1	0.0111
	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> FCl <sub>3</sub> (HCFC-131)	3	0.007
C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-132)	4	0.008	
C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl (HCFC-133)	3	0.011	
C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> FCl <sub>2</sub> (HCFC-141)	3	0.005	



$\text{CH}_3\text{CFCl}_2$ (HCFC-141b) (注②)	—	〇・一一	七二五	$\text{CH}_3\text{CFCl}_2$ (HCFC-141b) (注②)	—	〇・一一	
$\text{C}_2\text{H}_3\text{F}_2\text{Cl}$ (HCFC-142)	三	〇・〇〇八		$\text{C}_2\text{H}_3\text{F}_2\text{Cl}$ (HCFC-142)	三	〇・〇〇八	
$\text{CH}_3\text{CF}_2\text{Cl}$ (HCFC-142b) (注②)	—	—〇・〇七		$\text{CH}_3\text{CF}_2\text{Cl}$ (HCFC-142b) (注②)	—	—〇・〇七	
$\text{C}_2\text{H}_4\text{FCl}$ (HCFC-151)	—	〇・〇六五	一一〇	$\text{C}_2\text{H}_4\text{FCl}$ (HCFC-151)	—	〇・〇六五	
$\text{C}_2\text{H}_4\text{FCl}$ (HCFC-151)	二	〇・〇〇三		$\text{C}_2\text{H}_4\text{FCl}$ (HCFC-151)	二	〇・〇〇三	
$\text{C}_3\text{HFCl}_6$ (HCFC-221)	—	—〇・〇〇五		$\text{C}_3\text{HFCl}_6$ (HCFC-221)	—	—〇・〇〇五	
$\text{C}_3\text{HFCl}_6$ (HCFC-221)	五	〇・〇一五		$\text{C}_3\text{HFCl}_6$ (HCFC-221)	五	〇・〇一五	
$\text{C}_3\text{HF}_2\text{Cl}_5$ (HCFC-222)	—	—〇・〇七		$\text{C}_3\text{HF}_2\text{Cl}_5$ (HCFC-222)	—	—〇・〇七	
$\text{C}_3\text{HF}_2\text{Cl}_5$ (HCFC-222)	九	〇・〇一		$\text{C}_3\text{HF}_2\text{Cl}_5$ (HCFC-222)	九	〇・〇一	
$\text{C}_3\text{HF}_3\text{Cl}_4$ (HCFC-223)	—	—〇・〇九		$\text{C}_3\text{HF}_3\text{Cl}_4$ (HCFC-223)	—	—〇・〇九	
$\text{C}_3\text{HF}_3\text{Cl}_4$ (HCFC-223)	一二	〇・〇一		$\text{C}_3\text{HF}_3\text{Cl}_4$ (HCFC-223)	一二	〇・〇一	
$\text{C}_3\text{HF}_4\text{Cl}_3$ (HCFC-224)	—	—〇・〇八		$\text{C}_3\text{HF}_4\text{Cl}_3$ (HCFC-224)	—	—〇・〇八	
$\text{C}_3\text{HF}_4\text{Cl}_3$ (HCFC-224)	一二	〇・〇一		$\text{C}_3\text{HF}_4\text{Cl}_3$ (HCFC-224)	一二	〇・〇一	
$\text{C}_3\text{HF}_5\text{Cl}_2$ (HCFC-225)	—	—〇・〇九		$\text{C}_3\text{HF}_5\text{Cl}_2$ (HCFC-225)	—	—〇・〇九	
$\text{C}_3\text{HF}_5\text{Cl}_2$ (HCFC-225)	九	〇・〇一一		$\text{C}_3\text{HF}_5\text{Cl}_2$ (HCFC-225)	九	〇・〇一一	
$\text{CF}_3\text{CF}_2\text{CHCl}_2$ (HCFC-225ca) (注②)	—	—〇・〇七	一一一	$\text{CF}_3\text{CF}_2\text{CHCl}_2$ (HCFC-225ca) (注②)	—	—〇・〇七	
$\text{CF}_3\text{CF}_2\text{CHCl}_2$ (HCFC-225ca) (注②)	—	〇・〇一五	一一一	$\text{CF}_3\text{CF}_2\text{CHCl}_2$ (HCFC-225ca) (注②)	—	〇・〇一五	
$\text{CF}_2\text{ClCF}_2\text{CHClF}$ (HCFC-225cb) (注②)	—	〇・〇一一一一	五九五	$\text{CF}_2\text{ClCF}_2\text{CHClF}$ (HCFC-225cb) (注②)	—	〇・〇一一一一	
$\text{CF}_2\text{ClCF}_2\text{CHClF}$ (HCFC-225cb) (注②)	—	〇・〇一一		$\text{CF}_2\text{ClCF}_2\text{CHClF}$ (HCFC-225cb) (注②)	—	〇・〇一一	
$\text{C}_3\text{HF}_6\text{Cl}$ (HCFC-226)	五	—〇・一〇		$\text{C}_3\text{HF}_6\text{Cl}$ (HCFC-226)	五	—〇・一〇	
$\text{C}_3\text{HF}_6\text{Cl}$ (HCFC-226)	—	〇・〇一		$\text{C}_3\text{HF}_6\text{Cl}$ (HCFC-226)	—	〇・〇一	
$\text{C}_3\text{H}_2\text{FCl}_5$ (HCFC-231)	九	〇・〇五		$\text{C}_3\text{H}_2\text{FCl}_5$ (HCFC-231)	九	〇・〇五	
$\text{C}_3\text{H}_2\text{FCl}_5$ (HCFC-231)	—	—〇・〇九		$\text{C}_3\text{H}_2\text{FCl}_5$ (HCFC-231)	—	—〇・〇九	
$\text{C}_3\text{H}_2\text{FCl}_5$ (HCFC-231)	九	〇・〇五		$\text{C}_3\text{H}_2\text{FCl}_5$ (HCFC-231)	九	〇・〇五	
$\text{C}_3\text{H}_2\text{F}_2\text{Cl}_4$ (HCFC-232)	—	—〇・〇八		$\text{C}_3\text{H}_2\text{F}_2\text{Cl}_4$ (HCFC-232)	—	—〇・〇八	
$\text{C}_3\text{H}_2\text{F}_2\text{Cl}_4$ (HCFC-232)	一六	〇・〇〇八		$\text{C}_3\text{H}_2\text{F}_2\text{Cl}_4$ (HCFC-232)	一六	〇・〇〇八	
$\text{C}_3\text{H}_2\text{F}_2\text{Cl}_4$ (HCFC-232)	—	—〇・一〇		$\text{C}_3\text{H}_2\text{F}_2\text{Cl}_4$ (HCFC-232)	—	—〇・一〇	

C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>3</sub> (HCFC-233)	一八	〇・〇〇七
		—〇・一二三
C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-234)	一六	〇・〇一
		—〇・二八
C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>5</sub> Cl (HCFC-235)	九	〇・〇三三
		—〇・五二
C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> FCl <sub>4</sub> (HCFC-241)	一二	〇・〇〇四
		—〇・〇九
C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>3</sub> (HCFC-242)	一八	〇・〇〇五
		—〇・一二三
C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-243)	一八	〇・〇〇七
		—〇・一二一
C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>4</sub> Cl (HCFC-244)	一二	〇・〇〇九
		—〇・一四
C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> FCl <sub>3</sub> (HCFC-251)	一二	〇・〇〇一
		—〇・〇一
C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-252)	一六	〇・〇〇五
		—〇・〇四
C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> F <sub>3</sub> Cl (HCFC-253)	一二	〇・〇〇三
		—〇・〇三三
C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> FCl <sub>2</sub> (HCFC-261)	九	〇・〇〇一
		—〇・〇一一
C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> F <sub>2</sub> Cl (HCFC-262)	九	〇・〇〇一一
		—〇・〇一一
C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> FCl (HCFC-271)	五	〇・〇〇一
		—〇・〇三三

C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>3</sub> (HCFC-233)	一八	〇・〇〇七
		—〇・一二三
C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-234)	一六	〇・〇一
		—〇・二八
C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>5</sub> Cl (HCFC-235)	九	〇・〇三三
		—〇・五二
C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> FCl <sub>4</sub> (HCFC-241)	一二	〇・〇〇四
		—〇・〇九
C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>3</sub> (HCFC-242)	一八	〇・〇〇五
		—〇・一二三
C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>3</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-243)	一八	〇・〇〇七
		—〇・一二一
C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>4</sub> Cl (HCFC-244)	一二	〇・〇〇九
		—〇・一四
C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> FCl <sub>3</sub> (HCFC-251)	一二	〇・〇〇一
		—〇・〇一
C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> F <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub> (HCFC-252)	一六	〇・〇〇五
		—〇・〇四
C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> F <sub>3</sub> Cl (HCFC-253)	一二	〇・〇〇三
		—〇・〇三三
C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> FCl <sub>2</sub> (HCFC-261)	九	〇・〇〇一
		—〇・〇一一
C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> F <sub>2</sub> Cl (HCFC-262)	九	〇・〇〇一一
		—〇・〇一一
C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> FCl (HCFC-271)	五	〇・〇〇一
		—〇・〇三三

グループ II	(略)
グループ III	(略)

注 1 (略)

注 2 (略)

注 3 地球温暖化係数が表示されていない物質については、第二条 9 (a) (ii) に規定する手続により地球温暖化係数の値が表示されるまでは、初期値として零が適用される。

附属書 D (略)

附属書 E (略)

グループ II	(略)
グループ III	(略)

注 1 この議定書の適用上、オゾン破壊係数が数値の範囲で表示されている場合には、当該範囲内における最高値を使用する。単独の数値で表示されているオゾン破壊係数は、研究室における測定に基づく計算により決定されたものである。数値の範囲で表示されているオゾン破壊係数は、推定値に基づくものであり、確実性は劣る。数値の範囲は、異性体群に係るものである。上限値は最高のオゾン破壊係数を有する異性体のオゾン破壊係数の推定値であり、下限値は最低のオゾン破壊係数を有する異性体のオゾン破壊係数の推定値である。

注 2 商業上使用される可能性の最も高い物質をこの議定書の適用上使用されるオゾン破壊係数と共に示したものである。

附属書 D (略)

附属書 E (略)

附属書F 規制物質

グループ	物質	百年地球温暖化係数
グループ I	<u>CHF<sub>2</sub>CHF<sub>2</sub> (HFC-134)</u>	1' 1 00
	<u>CH<sub>2</sub>FCF<sub>3</sub> (HFC-134a)</u>	1' 4 30
	<u>CH<sub>2</sub>FCH<sub>2</sub> (HFC-143)</u>	3 5 3
	<u>CHF<sub>2</sub>CH<sub>2</sub>CF<sub>3</sub> (HFC-245Fa)</u>	1' 0 30
	<u>CF<sub>3</sub>CH<sub>2</sub>CF<sub>2</sub>CH<sub>3</sub> (HFC-365mfc)</u>	7 9 4
	<u>CF<sub>3</sub>CHF<sub>2</sub>CF<sub>3</sub> (HFC-227ea)</u>	3' 1 10
	<u>CH<sub>2</sub>FCF<sub>2</sub>CF<sub>3</sub> (HFC-236cb)</u>	1' 3 40
	<u>CHF<sub>2</sub>CHF<sub>2</sub>CF<sub>3</sub> (HFC-236ea)</u>	1' 3 70
	<u>CF<sub>3</sub>CH<sub>2</sub>CF<sub>3</sub> (HFC-236fa)</u>	9' 8 10
	<u>CH<sub>2</sub>FCF<sub>2</sub>CH<sub>2</sub> (HFC-245ca)</u>	6 9 3
	<u>CF<sub>3</sub>CHFCF<sub>2</sub>CF<sub>3</sub> (HFC-43-10mee)</u>	1' 6 40
	<u>CH<sub>2</sub>F<sub>2</sub> (HFC-32)</u>	6 7 5
	<u>CHF<sub>2</sub>CF<sub>3</sub> (HFC-125)</u>	3' 5 00
	<u>CH<sub>3</sub>CF<sub>3</sub> (HFC-143a)</u>	4' 4 70
	<u>CH<sub>3</sub>F (HFC-41)</u>	9 1
<u>CH<sub>2</sub>FCH<sub>2</sub>F (HFC-152)</u>	5 3	
<u>CH<sub>3</sub>CH<sub>2</sub>F (HFC-152a)</u>	1 1 4	
グループ II	<u>CHF<sub>3</sub> (HFC-23)</u>	1 4' 8 00

